

投票日 告示日 しましょう。 挙ですので、 皆さんの生活に関わる重要な選 選挙を次のとおり実施します。 1月30日(日 1月13日(木 皆さん揃って投票

開票日 1月30日(日) 7時~20時

投票できる方 開票場所 21時15分~ 市役所3階大会議室

方で、 方は転出先の市町村で発行する 県内の他の市町村へ転出された 選挙人名簿に登録されている している方。また、 に記録され、引き続き住所を有 日以前に都留市の住民基本台帳 れた日本国民で平成22年10月12 引き続き山梨県内に住所を有 平成3年1月31日以前に生ま 平成2年10月13日以後に 都留市の

間で住所を移した方は投票で だし、2回以上県内の市町村 れば本市で投票できます。 する証明書」(居住証明書)があ きません。 た

任期満了に伴い、山梨県知事

投票できない方

○平成22年10月13日以降に転入 ○公民権停止者 の届けをされた方

○投票日(期日前投票日)までに

県外へ転出された方

期日前投票

できます。 方は、期日前投票をすることが で投票所に行って投票できない 投票日に仕事やその他の理由

※土・日曜日も可能です。 間 1月14日(金)~29日(土) 8時30分~20時

場

所

市役所1階ロビー

|投票場所の変更について

第4投票区投票所(谷村第

※選挙当日は、看板などで案内 **ら特別教室へ**変更します。 投票所の場所が**小学校体育館か** 小学校) 及び第9投票区投票所 (禾生第一小学校) については 表示をします。

> 市民生活課 年金·医療担当

■学生納付特例制度

い合わせください。

お問

民年金に加入して保険料を納付 ら60歳までのすべての方は、 日本国内にお住まいの2歳か

問合先 する義務があり、年金を受け取

大月年金事務所☎(22)3811

加入手続き

る権利があります。

きをしてください。 課年金・医療担当で直接、 被保険者となる方は、市民生活 学生や自営業者などの第1号

険者に扶養される配偶者の第3 号被保険者の方や、第2号被保 の手続きは必要ありません。 号被保険者の方は、勤務先で加 入手続きを行いますので、個別 サラリーマンや公務員の第2

制度です。

保険料の猶予・免除

なる制度があります。 保険料の納付が猶予・免除とな ができない場合は、申請により いために国民年金保険料の納付 学生であるなど、収入が少な ※申請手続きなど詳細は、

もって運営しています。 る公的年金制度で、国が責任を い人生の「万が一」もサポートす い障害が残ったりしたときなど だけではなく、病気やけがで重 にも年金を支給し、思いがけな 国民年金は、老後の所得保障

制度です。

保険料免除制度

より保険料の納付が猶予される

所得がない学生本人の申請に

義務と権利

され、保険料の後払いができる るため、一定以上の所得がある 世帯主の所得も審査の対象とな 申請により保険料の納付が猶予 来、年金を受け取ることができ 度を利用することができず、将 なくなることを防止するため、 い若年層の方が、保険料免除制 親(世帯主)と同居している若者 ことができません。所得が少な は、申請者本人のほか配偶者・ 保険料免除制度の所得審査 保険料免除制度を利用する

除の申請を行ってください。 ることができなくなったりして 国民年金保険料が未納になって しまいますので、必ず猶予・免 た場合に、 できなくなったり、不慮の事故 いると、年金を受け取ることが などにより障害が残ってしまっ これらの申請を行わないまま 障害基礎年金を受け

料の納付が困難な方のために、

経済的な理由などにより保険

保険料の全額または一部が免除

される制度です。

|若年者納付猶予制度